

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 22 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震における
医療保険制度の対応について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

社団法人 日本医師会 御中
社団法人 日本歯科医師会 御中
社団法人 日本薬剤師会 御中
社団法人 日本病院会 御中
社団法人 全日本病院協会 御中
社団法人 日本精神科病院協会 御中
社団法人 日本医療法人協会 御中
社団法人 全国自治体病院協議会 御中
社団法人 日本私立医科大学協会 御中
社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
社団法人 日本病院薬剤師会 御中
社団法人 日本看護協会 御中
社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
財団法人 日本訪問看護振興財団 御中
日本病院団体協議会 御中
独立行政法人国立病院機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
医政局政策医療課 御中
労働基準局労災補償部補償課 御中
各都道府県後期高齢者広域連合 御中

事 務 連 絡
平成23年3月22日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局総務課

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震における
医療保険制度の対応について

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震における医療保険制度の対応について、別添のとおり取りまとめましたので送付いたします。

特に、①被保険者証が提示できない場合においても、氏名、生年月日等を申し出ることによって医療機関を受診することが可能であること、②住宅が全半壊した場合又は主たる生計維持者が死亡した場合においては、一部負担金等の徴収が猶予されることについては、その取扱いが徹底されるよう改めてその実施及び関係者への周知についてよろしくお取り計らいください。

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震 ～ 医療保険制度における対応 ～

1 被保険者証なしでの受診・一部負担金等の徴収猶予

(一部実施済、一部検討中)

- ・ 氏名、生年月日等を申し出ることによって医療機関を受診することが可能。
注) 公費負担医療についても同様に手帳等の提示なしに受給可能。
(障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等)
- ・ 住宅が全半壊したり、主たる生計維持者が死亡した場合は、一部負担金等の徴収を猶予。
- ・ 保険者に対しては、一部負担金等の減免、徴収猶予を依頼。
- ・ 入院時食事療養費、生活療養費等の自己負担を免除する法改正を検討中。
(阪神淡路大震災時と同様の措置)

2 医療機関への配慮(一部実施済、一部検討中)

- ・ 一部負担金等の徴収を猶予した医療機関は、患者負担分を含め診療に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求。
- ・ 審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立て替えることを検討中。

3 保険者への財政支援(検討中)

- ・ 一部負担金等の減免を行った保険者への財政措置を検討中。
(阪神淡路大震災時と同様の措置)

4 保険料の免除、猶予等(一部実施済、一部検討中)

- ・ 保険者の判断により保険料の減免、徴収猶予及び納期限の延長が可能である旨の事務連絡を发出済。(健康保険は保険料の減免を除く。)
- ・ 健康保険において保険料を免除する法改正を検討中。
(阪神淡路大震災時と同様の措置)
- ・ 保険料の減免を行った保険者への財政措置を検討中。
(阪神淡路大震災時と同様の措置)

照会先

(1関係) 保険局総務課 直通 03-3595-2550

(2関係) 保険局医療課 直通 03-3595-2577

(3、4関係) 保険局保険課 直通 03-3595-2556